

事務連絡
平成20年12月12日

各
都道府県
指定都市 認定こども園施設整備担当者 殿
中核市 保育所施設整備担当者
市区町村

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

平成20年度認定こども園施設整備費補助金、保育所施設整備費補助金及び
保育所設備整備費等補助金に係る協議について

平素より認定こども園及び保育所の施設整備の推進につきまして、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年度認定こども園施設整備費補助金、保育所施設整備費補助金及び保育所設備整備費等補助金に係る協議については、平成20年12月12日付け20文科初第1018号、厚生労働省発雇児第1212003号「平成20年度認定こども園施設整備費の国庫補助について」及び平成20年12月12日付け厚生労働省発雇児第1212002号「平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等の国庫補助について」に基づき行いますが、事務手続き等の詳細は下記のとおりですので御留意ください。

あわせて、平成20年度補正予算（第1号）の執行に資するため、追加協議予定額調査を実施しますので、御協力をお願いいたします。

記

1 平成20年度認定こども園施設整備費補助金に係る協議について

(1) 協議書の提出について

協議書は、平成21年1月6日(火)までに、市区町村から直接、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係あてに2部（原本と写し）御提出ください。

(2) 協議対象施設について

私立の施設が対象です。

公立の施設は対象外ですので、御注意ください。

(3) 協議に必要な書類

平成20年12月12日付け20文科初第1018号、厚生労働省発雇児第1212003号「平成20年度認定こども園施設整備費の国庫補助について」の記の9に基づき、交付申請に必要な書類（平成20年度認定こども園施設整備費国庫補助金交付要綱（以下、「こども園要綱」という。）の別紙1）

を御提出ください。

なお、こども園要綱の別紙1の様式1-1については公印は不用とします。

また、「整備により増加した定員」の算出方法については、本事務連絡の別添1の資料を御参考にしてください。

送付先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

2 平成20年度保育所施設整備費補助金及び保育所設備整備費等補助金に係る協議について

(1) 協議書の提出について

協議書は、平成21年1月6日(火)までに、市区町村から直接、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係あてに2部（原本と写し）御提出ください。

(2) 協議対象施設について

平成17年度の三位一体改革により、公立保育所（認定こども園の認可保育所部分を含む）分の施設整備費については、一般財源化をしており、補助の対象外となっておりますので、御注意ください。

(3) 協議に必要な書類

平成20年12月12日付け厚生労働省発雇児第1212002号「平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等の国庫補助について」の記の12に基づき、交付申請に必要な書類（平成20年度保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱（以下、「保育所要綱」という。）の別紙1）を御提出ください。なお、保育所要綱の別紙1の様式1-1については公印は不用とします。

送付先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

3 協議に係る留意事項

(1) ヒアリングについて

今回の協議内容に関しては、電話、メール等によるやり取りを行いますが、必要に応じて当方にお越しいただきヒアリングを実施することがあります。

(2) 書類のファイリング等の方法

① 協議書を提出する際は、市区町村ごとではなく、施設ごとにファイリングしてください。

② 様式を若い番号から順に綴り、その後に様式1-1に記してある添付書類を添付して紙のフラットファイルに綴じ、それぞれインデックスを貼ってください。ファイルに綴じていない協議書については受付ができませんので御留意の程お願いします。

③ フラットファイルにはファイル名を御明記ください。

ファイル名は、「平成20年度補正予算（第1号）認定こども園施設整

備費補助金協議書」又は「平成20年度補正予算（第1号）保育所施設整備費及び保育所設備整備費等補助金協議書」とし、その後、「都道府県名、市区町村名、施設名」を御記入ください。また、ファイル名は、表紙及び背表紙に御明記ください。ファイル名が明記されていない協議書については受付ができませんので御留意の程お願いします。

4 平成20年度認定こども園施設整備費補助金、保育所施設整備費補助金及び保育所設備整備費等補助金協議予定額調査について

以下の事項に御留意の上、協議予定額等について、別添2、3により、平成20年12月19日（金）までに厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係あて、御提出ください。

本協議予定額調査の回答にあたっては、都道府県の御協力をいただき、管内市区町村（指定都市・中核市分を除く。）分を取りまとめの上、御提出くださいますようお願いいたします。

- ・別添2 平成20年度認定こども園施設整備費補助金、保育所施設整備費補助金及び保育所設備整備費等補助金協議予定額調
- ・別添3 平成20年度認定こども園施設整備費補助金、保育所施設整備費補助金及び保育所設備整備費等補助金協議予定額調 担当者一覧

※ 提出方法

別途送付する様式データについて、管内の市区町村分（指定都市・中核市を除く。）について取りまとめいただき、提出期限までに以下のアドレスまで、データの提出をお願いいたします。

なお、該当がない場合は、その旨メールにてお知らせください。

送付先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係

メールアドレス aikawa-takeshi@mhlw.go.jp

【問い合わせ先】

- 認定こども園施設整備に関すること

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室

幼児教育課振興係 TEL 03-5253-4111（内線 3138） FAX 03-6734-3736

mail:youji@mext.go.jp

保育課予算係 TEL 03-5253-1111（内線 7927） FAX 03-3595-2674

mail:aikawa-takeshi@mhlw.go.jp

- 保育所整備に関すること

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課予算係

TEL 03-5253-1111（内線 7927） FAX 03-3595-2674

mail:aikawa-takeshi@mhlw.go.jp